

別表

＜生活介護事業 サービス利用料金＞

下記の料金表の、サービス利用料金全体額の1割が利用者負担となります。

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
生活介護サービス費	支援区分6	11,717円	1,171円
	支援区分5	8,744円	874円
	支援区分4	6,158円	615円
	支援区分3	5,537円	553円
	支援区分2	5,049円	504円

＜生活介護事業 加算内容＞（1単位＝10.18円）

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
人員配置体制加算 （Ⅰ）ユニットさくら （Ⅲ）ユニットこぶし	手厚い人員配置体制（1.7：1）（2.5：1）をとってサービスを行っている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	（Ⅰ）265円 （Ⅲ）51円
福祉専門職配置加算 （Ⅰ）ユニットさくら （Ⅱ）ユニットこぶし	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、一定の条件に応じた配置をしている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。資格保有者が35%以上・25%以上	（Ⅰ）15円 （Ⅱ）10円
常勤看護職員等配置加算（Ⅰ） ユニットさくら・こぶし	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、利用者の健康管理に努めている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	28円
初期加算（新規利用時）	利用者が生活介護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定の単位数をご負担いただきます。	30円
欠席時対応加算 （通所利用者）	当日利用を中止した際に、連絡調整等を行った場合にご負担いただきます。	95円
リハビリテーション加算（入所利用者）	当施設の作業療法士、看護師等が協力医療機関の医師とも連携を図り、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別にリハビリテーションを行っている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	（Ⅰ）48円 （Ⅱ）20円
利用者上限月額管理加算（通所利用者）	事業所が利用者負担合計額の管理を行った場合にご負担いただきます。	152円
食事提供加算 （通所利用者）	収入が一定額以下の利用者様に対して、事業所が食事を提供した場合にご負担いただきます。	30円
送迎加算Ⅱ（通所利用者）	ご利用された場合にご負担いただきます。	（片道）21円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬及び各加算を算定した総単位数に、6.9%を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。	

＜施設入所支援事業 サービス利用料金＞

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
施設入所支援サービス費	支援区分6	4,671円	467円
	支援区分5	3,937円	393円
	支援区分4	3,172円	317円
	支援区分3	2,397円	239円
	支援区分2以下	1,734円	173円

＜施設入所支援事業 加算内容＞（1単位＝10.20円）

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
重度障害者支援加算（Ⅰ）	重度の障害者が一定の人数を超えている場合に、指定基準の人員配置に加え、職員の加配を行った場合に、ご負担いただきます。	28円
入所時特別支援加算	新たに利用者を受け入れた場合、入所から30日以内の期間についてご負担いただきます。	30円
入院・外泊時加算（Ⅰ）	利用者が入院や居宅での外泊をされた場合等に、8日を限度としてご負担いただきます。	326円
入院・外泊時加算（Ⅱ）	利用者が入院・外泊時加算が算定できる8日を超えて入院・外泊した場合、概ね週1回以上の訪問等により支援を行った際にご負担いただきます。（1日単位での算定で加算Ⅰに引き続き82日を限度とする）	194円
入院時支援特別加算	90日を超える（月1回を限度）入院期間が4日未満	572円
入院時支援特別加算	90日を超える（月1回を限度）入院期間が4日以上	1,144円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬及び加算を算定した総単位数に、6.9%を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。	

＜施設入所支援事業・生活介護事業・短期入所事業の食費・光熱水費について＞

施設入所支援	食費に係る自己負担金	1,350円（朝330円、昼600円、夕420円）
	光熱水費に係る自己負担金	一日 378円（1か月 11,500円）
生活介護（通所利用）	食費に係る自己負担金（一般）	昼食 600円
生活介護（通所利用）	食費に係る自己負担金（低所得）	昼食 300円
短期入所	食費に係る自己負担金（一般）	1,350円（朝330円、昼600円、夕420円）
短期入所	食費に係る自己負担金（低所得）	710円（朝180円、昼300円、夕230円）
短期入所	光熱水費に係る自己負担金	一日 378円

※施設入所支援利用者で低所得の場合に、特定障害者特別給付費が支給対象となる場合もあります。

<短期入所事業 サービス利用料金>

障害者支援施設くりのみハイムでは以下の加算が適用されます。

令和元年10月1日現在

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
福祉短期入所 サービス費（Ⅰ） <単独利用>	支援区分6	9,182円	918円
	支援区分5	7,797円	779円
	支援区分4	6,443円	644円
	支援区分3	5,792円	579円
	支援区分1・2	5,059円	505円

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
福祉短期入所 サービス費（Ⅱ） <日中活動併用>	支援区分6	5,985円	598円
	支援区分5	5,242円	524円
	支援区分4	3,155円	315円
	支援区分3	2,382円	238円
	支援区分1・2	1,710円	171円

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
短期利用加算	サービス利用にあたってのアセスメント、環境調整等の支援をした場合、30日以内の利用について、ご負担いただきます。	30円
食事提供加算	収入が一定額以下の利用者様に対して、事業所が食事を提供した場合にご負担いただきます。	488円
送迎加算	ご利用された場合にご負担いただきます。	(片道)189円
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤にて1名以上配置の場合	10円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬及び各加算を算定した総単位数に、6.9%を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。	

<<利用者負担額の軽減について>> [利用者負担に関する月額上限]

1か月あたりのサービス利用に係る「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下記のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量に関係なく、それ以上のご負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービス利用をす るご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯（1）以外の方	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯（一般1以外の方）	37,200円

お手持ちの障害福祉サービス受給者証に利用者負担額の上限額が記載されております。

1. 利用者全員に対する加算

【生活介護】

- ・人員配置体制加算（Ⅰ）（1.7:1）（ユニットさくら）
- ・人員配置体制加算（Ⅲ）（2.5:1）（ユニットこぶし）
- ・福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
- ・常勤看護職員等配置加算
- ・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ・福祉・介護職員特定処遇改善加算（ユニットこぶし・さくら）総単位数×1.9%（10/1～新設）

【施設入所支援】

- ・重度障害者支援加算（Ⅰ）
- ・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ・福祉・介護職員特定処遇改善加算 総単位数×1.9%（10/1～新設）

【短期入所】

- ・短期利用加算
- ・常勤看護職員等配置加算
- ・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ・福祉・介護職員特定処遇改善加算 総単位数×1.9%（10/1～新設）

1. 利用の条件に応じて個別に適用される加算

【生活介護】

- ・初期加算
- ・欠席時対応加算（通所利用者）
- ・リハビリテーション加算（Ⅰ）・（Ⅱ）（入所利用者）
- ・利用者負担上限額管理加算（通所利用者）
- ・食事提供体制加算（通所利用者）
- ・送迎加算（通所利用者）

【施設入所支援】

- ・入所時特別支援加算
- ・入院・外泊支援加算（Ⅰ）
- ・入院・外泊支援加算（Ⅱ）
- ・入院時支援特別加算

【短期入所】

- ・食事提供体制加算
- ・送迎加算
- ・重度障害者対応支援加算